【新型コロナウイルス】4月24日以降の西オーストラリア(WA)州パース及びピール地域 (ホットスポット)からクイーンズランド(QLD)州への渡航者に対する、2週間の隔離措 置要請

> 2021年4月25日 在ブリスベン総領事館

- ●4月23日(金)、QLD 州保健省は、パース及びピール地域の COVID 感染確認に伴う WA 州による3日間のこれら2つの地域における外出禁止(ロックダウン)措置を受け、4月17日(土)午前1時の時点でこれら2つの地域を感染多発地域(ホットスポット)に指定し、同日時以降にこれら二地域に滞在していた者に対し、以下に従うことを求める旨のステートメントを発表しました。
- 1 24 日 (土) 深夜 (午前 0 時) 以降、QLD 州住民は入州可能だが、州住民以外の者が入州 しようとする場合には例外措置の許可を得る必要がある。
- 2 上記1のいずれの場合も、最大2週間の州政府指定宿泊施設での隔離が求められる。
- 3 4月17日(土)以降にパース又はピール地域に滞在していた者のうち、23日(金)午後11時59分以前にQLDへ入州している場合、この週末休み中に可能な限り早急にCOVID検査を受け、陰性が判明するまで自宅又は宿泊施設に留まることが求められる。
- 4 上記3により陰性が判明した者についても、以下の必須の理由による場合を除き、27日 (火)午前2時までは自宅又は宿泊施設に留まることが求められる。
- (1) 食料、日用品、医療又は必要物資等必需品入手のため
- (2) 医療又はヘルスケアのため
- (3) 屋外での運動
- (4) 訪問先施設の許可がある場合の、終末期の訪問
- (5) 安全上の理由
- 5 自宅又は宿泊施設から外出する際には、常時マスクを着用しなければならない(12 歳以下の子供及び健康上の理由により着用できない者を除く)。

WA州のロックダウンを踏まえた州保健省ステートメントについては、以下をご覧下さい(英文のみ)。

 $\underline{\text{https://www. health. qld. gov. au/news-events/doh-media-releases/releases/statement-from-queensland-health-regarding-wa-lockdown}$

QLD 州の州境規制については、以下の州保健省 HP をご覧ください (英文のみ)。 https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-

19/current-status/public-health-directions/border-restrictions

QLD 州指定感染多発地域(ホットスポット)については、以下の州保健省 HP をご覧ください(英文のみ)。

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html

また、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を 作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはあ りますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡し することも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html